

同和教育の基本方針の見直しの方向性

第1 基本方針策定の趣旨

今回の見直しの理由として、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを追記する。

第2 同和教育の経過と現状

「部落差別の解消の推進に関する法律」を、法制定の背景を含め追記する。

「差別の現実から学ぶ」「地域間交流を通じて地域住民の人権意識の高揚と正しい理解を図る」等の目的で実施してきた各種研修事業について追記する。

・町における同和教育の成果と課題

平成29年度に埼玉葛都市市町で実施した人権意識調査の結果について追記する。

人権意識調査の結果も踏まえながら、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、地域の実情に応じた施策の必要性等を追記する。

特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えており、学校現場における同和教育の更なる充実が求められていることを追記する。

第3 今後の同和教育の基本的方向

同和教育の法的根拠として「部落差別の解消の推進に関する法律」を追記する。

第4 今後の同和教育の柱

「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和教育の柱を整理する。

特別措置法が終了した以降、部落差別の実態を知らない世代が増えており、学校現場における同和教育の更なる充実が求められていることを認識の上見直しを行うことについて追記する。

第5 同和教育の進め方

人権意識調査の実施について追記する。